

都立特別支援学校高等部における授業料免除制度の申請手続について

都立特別支援学校高等部に在学する生徒のうち、所得要件により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、授業料を全額免除します。

（直接お金を支給する制度ではありません。）

1 対象者

次の全ての要件を満たしている者

- ・都立特別支援学校の高等部に在学していること
- ・所得要件を除けば就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を得られること
- ・申請年度の前年 12月 31 日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、生徒及び保護者が都内に住所を有していること

- ※ 本科生で所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金及び学び直し支援金の受給資格を得られない方、専攻科生で修学年限を超過して在学する方は、本制度の対象となりません。
- ※ 所得要件を除けば学び直し支援金の支給要件を満たしている方については、申請方法等が下記と異なります。 詳しくは、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。
- ※ 就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を得られる方は、当該支援金の申請を行うことにより授業料が無料となるため、原則として本制度の申請を行う必要はありません。
- ※ 年度の途中で上記要件を満たさなくなる場合は、要件を満たさなくなった月以降の授業料は免除の対象外となります。
- ※ やむを得ない理由により一時的に都外に転居したこと等により上記要件を満たさない場合は、本制度の対象となる場合があります。住所要件についてご不明点がある場合は、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

2 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、高等学校等の在学期間が、就学支援金を支給できる期間(休学期間を除き、36ヶ月以内)を超過していませんか？

超過していません

超過しています

免除対象外です。

現在在籍する学校において、令和5年度に就学支援金の申請を行いましたか？
（令和6年度新入生の場合は、「いいえ」に進んでください。）

はい

いいえ

【昨年度の就学支援金が認定】
就学支援金が支給されている間は、本制度の申請は不要です。
詳しくは裏面「パターンA」をご確認ください。

【昨年度の就学支援金が不認定】
本制度の申請を行っていただくことで、令和6年度の授業料が免除になります。
詳しくは裏面「パターンB」をご確認ください。

まず、就学支援金の申請を行う必要があります。
詳しくは裏面「パターンC」をご確認ください。

3 申請方法

授業料免除を受けるためには、「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出が必要です。また、免除を受ける期間について、就学支援金の申請が行われている必要があります。以下パターンを確認の上、必要な手続を行ってください。

手続時期	パターンA ※昨年度の就学支援金が 認定	パターンB ※昨年度の就学支援金が 不認定	パターンC ※昨年度の就学支援金が 不申請又は新入生
4月	6月までは就学支援金が支給されているため、手続は不要です。	「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出	就学支援金の申請（4月～6月分）
7月	就学支援金の申請（7月～翌6月分）	就学支援金の申請（7月～翌6月分）	就学支援金の申請（7月～翌6月分）

- ※ 就学支援金の申請方法は別途ご案内します。
- ※ 就学支援金の申請を行わない方は授業料免除を受けることはできません。また、税申告が行われておらず、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。
- ※ 授業料の免除は、申請した月から対象となります。
- ※ 授業料免除の可否については、就学支援金の審査が完了後、隨時お知らせします。
ただし、就学支援金が認定となる方については、就学支援金により授業料が無料となるため、授業料免除の審査及び結果通知は行いません。

4 提出期限・提出先等

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先/問合せ先

生徒が在学している都立特別支援学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当
☎ 03(5320)6754 (平日 9:00～17:45)